

ケアマネジャーをはじめとする介護従事者への ハラスメントの防止について

近年、利用者やそのご家族による介護従事者へのハラスメント[※]行為が問題となっています。確立した定義はありませんが、厚生労働省が公開している「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」では以下のように定めています。

※ハラスメント (Harassment) とは日本語で「嫌がらせ」や「いじめ」を意味する言葉です。

- 1.身体的暴力** … 身体的な力を使って危害を及ぼす行為。
(例) コップを投げる／蹴る／唾を吐くなど
- 2.精神的暴力** … 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為。
(例) 大声を発する／怒鳴る／特定の職員にいやがらせをする／「この程度できて当然」と理不尽なサービスを要求する／長時間や必要性の低い頻回な電話をするなど
- 3.セクシュアルハラスメント** … 意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求など、性的ないやがらせ行為。
(例) 必要もなく手や腕を触る／抱きしめる／入浴介助中、あからさまに性的な話をするなど

ハラスメント行為は、介護の現場で働く方々の労働環境を著しく害し、介護サービスの安定的な提供の妨げとなります。介護従事者が安全で、安心して働くことができる環境を守ることに協力ください。

お気軽にご相談ください……



お問い合わせ先

- 菊陽町介護保険課 介護保険係 (介護保険制度に関すること)
住 所：菊陽町久保田2800番地 ☎：096-232-2508
受付時間：平日午前8時30分～午後5時15分
- 菊陽町地域包括支援センター (高齢者に関する相談)
住 所：菊陽町久保田2800番地 ☎：096-232-2366
受付時間：平日午前8時30分～午後5時15分
- 菊陽町社会福祉協議会 (有償ボランティアなど)
住 所：菊陽町久保田2623番地 ☎：096-232-3592
受付時間：平日午前8時30分～午後5時15分

介護支援専門員の 業務と役割

介護支援専門員とは？ (ケアマネジャー)

介護保険制度に基づいて、介護を必要とする方が、
できる限り自立した生活を送れるように
適切に介護サービスを受けるための支援
を行うことが介護支援専門員の役割です。



菊陽町介護保険課
熊本県介護支援専門員協会菊池支部

ケアマネジャーの業務内容

1 介護保険サービスなどの提案・紹介

ご本人の希望や状況に応じて、介護保険サービスや保険外の有料サービスの情報を提供します。

また、ケアマネジャーは在宅サービスの支援を行います。施設入所を考えている場合も相談できます。



2 ケアプラン(居宅サービス計画)の作成

ケアプランとは、介護が必要な方の体調や生活に合わせて、適切な介護サービス内容と利用量を計画するものです。

ご本人やご家族の希望や困りごとを聞き取り、必要な支援が受けられるようにケアプランを作成します。



3 サービス事業所等との連絡調整

ケアマネジャーは、町やサービスを提供する事業者とご本人の間に入って、連絡や調整を行います。

入院した場合には、医療機関とも連携して退院後に必要となるサービスの調整を行います。



4 サービス担当者会議の開催

サービス担当者会議とは、ご本人・ご家族のほか、ケアに関わる専門職が集まる会議で、ご本人の支援について、目標や役割分担などを検討・共有します。

ケアマネジャーは、関係者の招集や、会議の司会・進行などを行います。



5 給付管理業務

介護保険サービスを利用した際の介護給付費^{※1}の管理を行います。

毎月、ご本人のサービス利用状況を確認し、給付に必要な書類の作成や提出などの事務手続きを行います。



※1 サービス事業者に支払われる費用のこと

6 定期的な訪問

生活の様子や体調などを確認するため、定期的にご本人宅を訪問します。

必要に応じてケアプランの見直しを行います。



ケアマネジャーには介護保険制度上できないことがあるよ。

病院へ連れて行って欲しい



医療機関と連携しながらサービス調整を行いますが、ご本人・ご家族の通院の送迎や付き添いはできません。

通院の介助が必要な時は、訪問介護による通院等乗降介助や有償サービス・有償ボランティアなどを利用しましょう。

保証人になってほしい

入院時の身元保証人になることはできません。

病院との相談や民間の高齢者等終身サポート事業の活用を検討しましょう。

金銭管理をして欲しい



サービスの提案・調整のため、ご本人の年金などの収入や生活上の支出についてお聞きすることがありますが、お金の預かりや管理はできません。

ご本人が自分で金銭管理ができない時は、成年後見制度^{※1}や日常生活自立支援事業^{※2}を活用しましょう。

※1 成年後見制度についての問い合わせ先 菊陽町地域包括支援センター 096-232-2366
※2 日常生活自立支援事業についての問い合わせ先 菊陽町社会福祉協議会 096-232-3592

これらもケアマネジャーの本来の業務ではありません

携帯電話の操作や手続き

日常的な安否確認

買い物・掃除などの家事

ペットの世話

税金などの手続きや支払い

害虫・ネズミの駆除

救急車への同乗

入院の手続き

庭の草刈り・草むしり

移動の支援(車に乗せる)

行政手続き代行

本人以外の家族の支援

入院中の着替えや必需品の調達

郵便・宅配便の受取や手配

その他、ご本人やご家族と話し合いながら、その人らしい暮らしを続けられるようにお手伝いします。必要なときは、専門の機関もご紹介します。

ケアマネジャーは、あなたのそばで暮らしを支える身近な専門家です。

介護のことでお困りの際は、一人で抱え込まず、
まずはご相談ください。

ケアマネジャーの業務は、介護保険サービスや地域や民間企業によるサービスを利用できるようにサポートすることです。ケアマネジャーが本来の業務でないことをすることで、

利用者間での公平性を保つことができなくなったり、
適切なサービスの紹介・提案ができなくなります。